

令和6年度津市地域密着型サービス事業者募集要領

令和6年8月

津市健康福祉部介護保険課

1 募集概要

(1) 目的

要支援・要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう地域密着型サービスの整備を進めていくため、応募事業者の中から事業計画を審査し、市が指定を行う事業予定者を選定します。

(2) 募集を行うサービスの種類及び整備数

	地域密着型サービスの種類	整備数	募集圏域
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所	市内全域（整備済みの橋南、一志圏域を除く。）
②	認知症対応型通所介護（単独型）	1箇所	市内全域
③	小規模多機能型居宅介護	2箇所	市内全域（整備済みの芸濃、安濃、西郊、一志、白山、美杉圏域を除く。）
④	看護小規模多機能型居宅介護	1箇所	市内全域（整備済みの西橋内、一志圏域を除く。）

※ ①、②、③、④については、市の指定を受け、令和7年4月1日から令和8年4月1日までに事業を開始するものとします。

②、③については、介護予防サービスも併せて指定を受けるものとします。

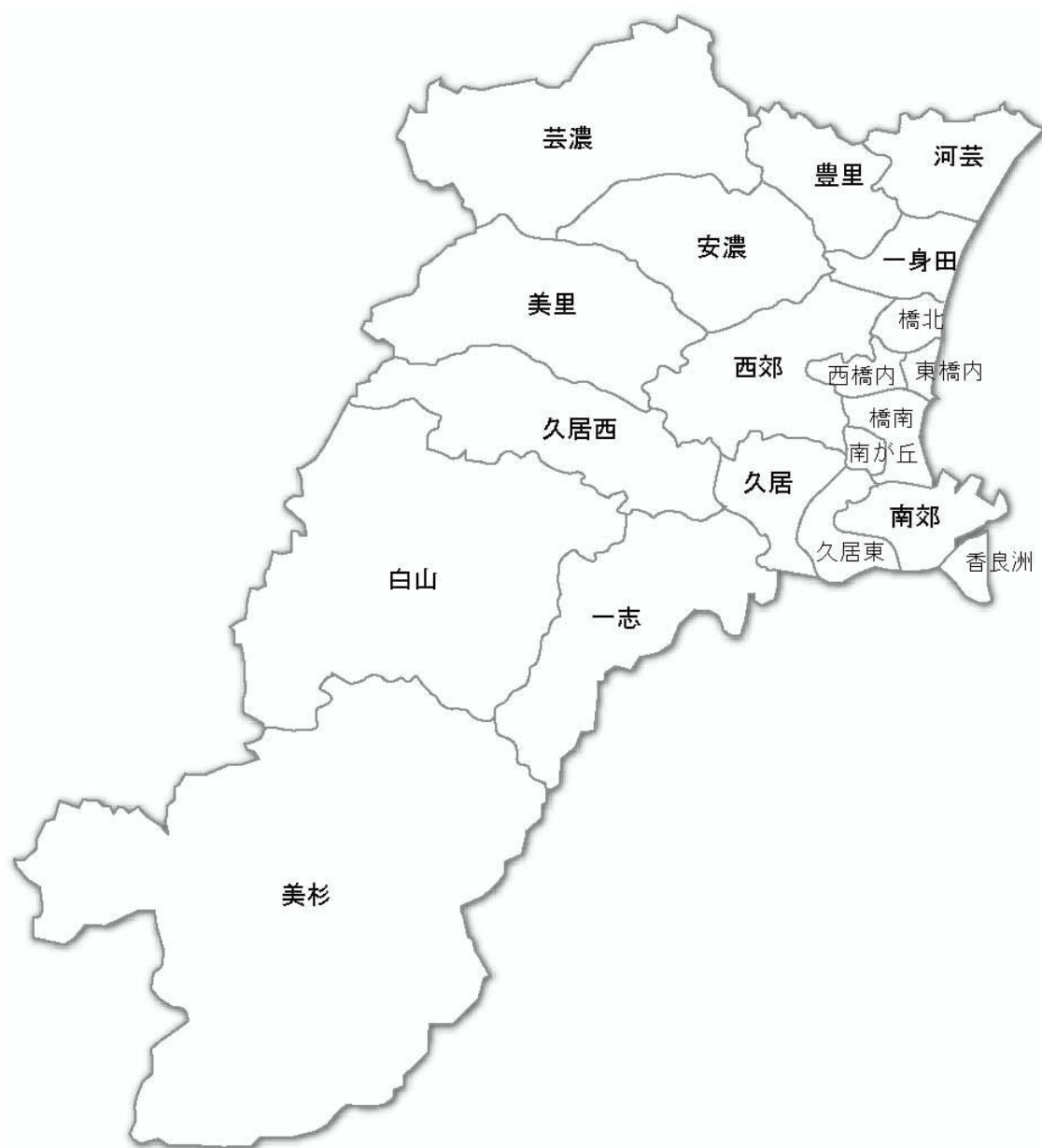
②については、公募によらない指定申請も可能です。その場合は、原則として(5)の財政的支援の対象外となります。

③については、1圏域1事業所での選定とし、未整備地域である久居、久居東、久居西、河芸、美里、香良洲圏域の整備を優先します。

募集圏域は日常生活圏域とし、おおむね中学校区を単位として設定しています。

詳細については、介護保険課にお問い合わせください。

【日常生活圏域図】



(3) 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

ア 応募事業者について

(ア) 応募時点で法人格を有すること。

(イ) 応募事業者及びその代表者が、次の欠格事項に該当しないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 国税及び地方税を滞納している者

③ 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当する者（市町村の条例で定める者とは、法人とする。）

(ウ) 応募事業者自らが開設し、津市の指定を受けるものであること。

(エ) 応募事業者及びその代表者は、高齢者福祉への理解や見識があり、適切な運営理念を持ち、安定的に事業を運営できること。

(オ) 応募事業者及びその関係者が、次の事項に該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等である法人
- ③ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- ④ 自己又は自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利用するなどしている者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供する若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力する若しくは関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(カ) 会社更生法、民事再生法等による手続をしている法人でないこと。

(キ) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。

イ 事業計画について

(ア) 介護保険法及び関連する省令等に定められた基準を満たしていること。

(イ) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令の基準を満たし、かつ、手続を遵守する事業計画であること。

(ウ) 計画する土地が確保されていること又はその見込みがあること。また、借地として確保する場合、事業開始時において賃貸借期間は25年以上の設定をしていること。

(4) 応募の無効

応募事業者が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外するものとします。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募事業者の役員若しくは職員又はその関係者が、本市の職員に応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合

ウ 本要領に違反又は逸脱した場合

(5) 財政的支援

選定された事業予定者で、整備費補助を希望する事業者に対しては、国及び三重県が実施する補助事業を活用し、市が補助項目を選択し、予算の範囲内で整備費等についての補助を行うことも可能です。この補助金の利用を希望される場合は、別途協議が必要となります。

補助の可否、金額等については、国・県の採択、市の予算措置等が前提であることから、協議の承認を以て確定するものではないことに留意してください。

資金計画の策定に当たっては、補助金の不交付も勘案して、十分対応できる場合に限り応募するようにしてください。

2 応募方法

(1) 本募集要領に関する質疑応答

- ア 質問受付期間 令和6年8月16日（金）から同月30日（金）17時まで
イ 質問方法 別紙2「地域密着型サービス事業者募集要領に関する質問書」により、FAX又は電子メールで介護保険課へ提出してください。
(送信後に着信の確認をしてください。)

※ 来庁や電話での質問は、受付できません。

- ウ 回答方法 質問受付期間終了後、令和6年9月4日（水）17時までに市ホームページに掲載します。

※ 指定基準等に係る質問内容や、国の通知（Q&A）等で確認できる内容については、原則として回答いたしません。質問内容によっては、市ホームページに掲載せずに、直接質問者に回答する場合があります。

(2) 事業計画書の提出

「地域密着型サービス事業者募集に係る事業計画書〔様式1〕」に必要書類を添付し、次のとおり提出してください。

- ア 提出期間 令和6年9月5日（木）から令和6年10月4日（金）まで
(土、日、祝日を除く各日9時～12時、13時～17時)

※ 提出期間後の資料の差替え等はできません。

- イ 提出先 津市西丸之内23番1号
津市健康福祉部介護保険課介護保険担当（本庁舎1F）
電話番号：059-229-3149

- ウ 提出方法 事前に提出日時を予約の上、直接、提出先へ持参（郵送不可）

- エ 提出部数 正本1部及び副本（正本の写し）5部

【作成上の注意】

- (ア) 書類は原則としてA4版で作成してください。(両面印刷可)
- (イ) 図面はA3版での作成も可としますが、A4サイズにたたんで綴じてください。
- (ウ) 書類名のインデックス(提出書類一覧、応募者の概要等、内容を表示。番号のみの表示不可)を付して提出してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。
- (エ) ファイルの表紙、背表紙に「地域密着型サービス事業者募集に係る事業計画書、サービス種類、令和6年度募集分、法人名、施設名(仮称)」を明記し提出してください。

オ 提出書類

- (ア) 地域密着型サービス事業者募集に係る事業計画書〔様式1〕
- (イ) 地域密着型サービス事業者募集提出書類一覧表(別紙1)
- (ウ) 応募事業者の概要〔様式2〕
- (エ) 施設整備計画〔様式3〕
- (オ) 施設運営計画〔様式4-1〕又は〔様式4-2〕又は〔様式4-3〕又は〔様式4-4〕
- (カ) 建築のための法的各種開発規制等の状況確認報告書〔様式5〕
- (キ) 誓約書〔様式6〕
- (ク) 定款の写し
- (ケ) 法人の登記事項証明書
- (コ) 役員等名簿(参考様式1)
- (サ) 法人代表者経歴書(参考様式2)
- (シ) 法人代表者の国税納税証明書(所得税、直近2ヶ年分)及び地方税納税証明書(住民税、固定資産税、直近2ヶ年分)
- (ス) 国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、直近2ヶ年分)
- (セ) 地方税の納税証明書(法人住民税、固定資産税、直近2ヶ年分)
- (ソ) 介護保険事業の実施状況一覧(参考様式3)
- (タ) 収支決算報告書(直近3ヶ年分)
- (チ) 法人の事業概要を記載した資料(会社案内、パンフレット等)
- (ツ) 位置図(付近見取図)
- (テ) 土地の登記事項証明書(全部事項)、土地の売買確約書若しくは土地の賃貸借確約書
- (ト) 建物の登記事項証明書(全部事項)、建物の売買確約書若しくは建物の賃貸借確約書
- (ナ) 建物配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表

- (ニ) 施設整備地の写真（予定地の状況がわかるものL判4～5枚程度）
- (ヌ) 資金計画書（参考様式4）
- (ネ) 融資見込証明書（参考様式5）
- (ノ) 預金残高証明書
- (ハ) 開設予定施設の事業収支計画書（参考様式6）
- (ヒ) 整備予定地・建物の抵当権設定状況一覧表（参考様式7）
- (フ) 管理者（予定）経歴書（参考様式8）

※ 事業計画によっては、後日、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) その他

- ア 応募事業者が応募できる件数は、サービスの種類にかかわらず1件とし、複数の応募はできないものとします。
- イ 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- ウ 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。
- エ 提出された書類は添付書類等も含め、津市情報公開条例の規定により情報開示の対象となります。
- オ 設置予定地（建物）に係る売買及び賃貸の確約については、本市から当該所有者に対して直接確認する場合があります。
- カ 土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書の取得等応募書類の作成に当たっては、事業予定者の選定に係る応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を生じないように注意してください。

3 事業予定者の選定方法

津市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等を書面審査し、介護保険事業等検討委員会での意見を踏まえて事業予定者の選定を行います。審査の結果、「事業予定者を選定しない」場合もあります。

ヒアリング、現地確認等を行う必要がある場合は、事業計画書に指定された担当者へ連絡します。

※ 応募事業者は上記介護保険事業等検討委員会に出席し、事業内容を説明していただきます。

(1) 評価基準

審査については、主に次の項目について評価します。

- ア 介護保険事業の実施状況について
- イ 経営の安定性等について
- ウ 施設整備地について

- エ 施設整備について
- オ 施設運営について

(2) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募事業者に対して、文書により通知します。

また、選定結果を市のホームページへの掲載等により公表することがあります。

(3) 注意事項

ア 事業予定者として選定された法人が、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることは、その理由にかかわらず認めません。

イ 事業予定者として選定された後、承認を受けた事業計画に係る施設整備地、事業開始予定時期及び利用定員に係る変更は、原則認めません。その他の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に申出を行い、その指示を受けていただきます。また、事業を中止する場合及び事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に通知してください。

ウ 事業予定者として選定されたことにより、津市の指定を受けることを確定するものではありません。そのため、土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結、同意書の取得等に当たっては、利害関係人にその旨を十分説明し、誤解を生じないように配慮してください。

エ 次のいずれかに該当し、事業予定者として不適格であると市長が判断した場合は、選定を取り消します。

(ア) 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があった場合

(イ) 事業予定者及びその関係者が市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(ウ) 事業開始予定時期に開始できない場合（やむを得ない理由がある場合を除く。）